# 2025年全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権統一規則

## 第1章 大会告知

# 第1条 競技会特別事項

本選手権競技会のオーガナイザーは当該競技会の特別規則に本統一規則第1章の各項目を明記すること。

また、特別規則の内容は本統一規則の内容に相反したり、また重複しないこと。

## ○競技会の定義および組織

2025年JAF全日本[ジムカーナ/ダートトライアル]選手権第 戦「[競技会の名称]」は、一般 社団法人日本自動車連盟(以下「JAF」という)の公認のもとにFIAの国際モータースポーツ競技 規則に準拠したJAFの国内競技規則とその細則、2025年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手 権規定、2025年全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権統一規則、スピード競技開催規定およ び本競技会特別規則に従い国内競技として開催される。

## ○競技会の名称

2025年JAF全日本[ジムカーナ/ダートトライアル]選手権第戦「 「競技会の名称」」

## ○競技種目

[ジムカーナ/ダートトライアル]

## ○競技の格式

JAF公認: 国内競技、JAF公認番号 年 号

### ○開催日程

<u>2025年</u> 月 日()~ 月 日()日間

## 〇競技会開催場所(コース公認No. -[I/II]-)

名 称 : 所在地 : 担当者名: TEL : FAX :

### ○オーガナイザー等

オーガナイザーの名称: 代表者名: 所在地: 〒 TEL: FAX:

[共催の場合3クラブまでの名称を記載]

## ○大会役員[必要に応じて記載]

- 大会会長 :
- 大会副会長:

## ○組織委員会

·組織委員長:

・組織委員 : ・組織委員 :・組織委員 : ・組織委員 :

## ○競技会主要役員

1) 競技会審査委員会 (※JAF派遣を含めて3名以内で構成すること)

・競技会審査委員長: (JAF派遣)・競技会審査委員: (JAF派遣)

•競技会審査委員 :

2) 競技役員

・競技長 ・コース委員長 ・計時委員長 ・技術委員長 ・パドック委員長 ・救急委員長 ・医師団長 ・事務局長

## ○参加申込および参加費用

1)参加申込場所および問い合わせ先(大会事務局)

所在地 : 〒 クラブ、団体名: 担当者 : TEL : FAX :

2) 参加受付期間: 受付開始 <u>2025年</u> 月 日

締切日 2025年 月 日必着

- 3)提出書類:所定の参加申込書、車両申告書、選手紹介書等に必要事項を記入し、以下の参加料を添えて参加受付期間内に上記まで申し込むこと。
- 4) 誓約文:参加に際し、国内競技規則 4-15で定める誓約文に競技参加者、競技運転者、サービス員が、それぞれ署名しなければならない。
- 5) 参加料:¥
- 6) その他: [有料の場合にはすべて記載]

[宿泊料、昼食代、パドックパス、駐車料、サービス員・サービスカー登録料、その他]

## ○サービス員、サービスカー

競技参加者は、パドックサービス員およびパドックに持ち込むサービスカーについて競技参加申込と 同時に登録を必要とする。

登録したサービスカーは、パドック内のオーガナイザーが指定した駐車スペースに置くこと。登録以外の車両積載車等の車両は、オーガナイザーが指定する駐車スペースに置くこと。

## ○競技のタイムスケジュール

(下表は記載例)

1日開催(1Day)	2日開催(2Days)		
<ul><li>・ゲートオープン [時刻を記載]</li><li>・公開練習(実施の場合は明記) [時刻を記載]</li><li>・公式受付(参加確認受付) [時刻を記載]</li></ul>	1日目       ・ゲートオープン       [時刻を記載]         ・公開練習(実施の場合は明記)       [時刻を記載]         ・公式受付A(参加確認受付)       [時刻を記載]		
・公式車両検査       [時刻を記載]         ・慣熟走行(歩行)       [時刻を記載]         ・開会式       [時刻を記載]         ・ドライバーズブリーフィング       [時刻を記載]         ・第1ヒート       [時刻を記載]	・公式車両検査A       [時刻を記載]         ・車両持出受付       [時刻を記載]         ・ゲートクローズ       [時刻を記載]         2日目		
・慣熟走行(歩行) (第1ヒート終了後 分後) ・第2ヒート (第1ヒート終了後 分後) ・表彰式(閉会式) [予定時刻を記載]	・ゲートオープン       [時刻を記載]         ・公式受付B(参加確認受付)       [時刻を記載]         ・公式車両検査B       [時刻を記載]         ・慣熟走行(歩行)       [時刻を記載]         ・開会式       [時刻を記載]         ・ドライバーズブリーフィング       [時刻を記載]		
	<ul> <li>・第1ヒート [時刻を記載]</li> <li>・慣熟走行(歩行) (第1ヒート終了後 分後)</li> <li>・第2ヒート (第1ヒート終了後 分後)</li> <li>・表彰式(閉会式) [予定時刻を記載]</li> </ul>		

- ※公式練習、公式予選等を設ける場合は、その詳細を記載すること。
- ※2日開催の場合、公式受付A(参加確認受付)および公式車両検査Aを原則とする。 ただし、第9条車両変更申請は公式受付B(参加確認受付)終了までとする。

# ○その他の事項

- 1) 慣熟走行(歩行): [走行か歩行かを記載]
- 2) 賞典 : 国内競技規則4-8 19) に基づく賞の細目。
- 3) 「選手権対象外で併催するクラスがあれば記載」
- 4) [第24条 (統一規則) 競技上のペナルティー以外にペナルティーを規定する場合は、JAFの承認を得て記載]
- 5) 再ブリーフィング料:

### ○諸施設の見取り図

下記諸施設の位置を明示した見取り図を特別規則または公式通知にて示す[参加受理書と共に発送すること]。

- 1) パドック
- 2)参加受付場所
- 3) 車検場
- 4) 競技会事務局
- 5)審查委員会室
- 6) 公式通知掲示板
- 7) ブリーフィング会場
- 8) 医務室
- 9) 計時・コントロール室
- 10) 表彰式会場

## 第2章 競技参加に関する基準規則

#### 第2条 参加車両

- 1) 当該年の日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第11条に従う。
- 2)全日本ジムカーナ選手権に参加するP車両、PN車両およびAE車両は、下記事項を満たしたタイヤを使用すること。下記基準を満たすタイヤの銘柄は別途公示する。なお、下記基準を満たし公示される銘柄に掲示されていないタイヤを使用する場合は、満たしていることを証明する資料等を付して、競技会の2ヶ月前までにJAFに申請し、承認を得ること。また、純正装着タイヤを使用する場合は、サイズ変更及びホイール径の変更は認められない。使用が認められるタイヤ銘柄は別途公示する。
- (1) 日本自動車タイヤ協会 (JATMA) の定める JATMAラベリング規格における転がり抵抗 C以上、ウェットグリップ d 以上であること、または欧州のグレーディング規格における転がり抵抗 F 以上、ウェットグリップ E 以上のタイヤであること。
- (2) 上記(1) を満たしたタイヤでかつタイヤ接地面にタイヤを1周する連続した複数の縦溝を有していること。
- (3) 当該縦溝はトレッドウェアインジケータ (スリップサイン) が出るまで維持されていること。
- (4) タイヤのトレッド面における溝面積比率(溝面積/接地幅)が下記基準を満たしていること。

※接地幅:タイヤの断面幅に0.75を乗じた範囲とする。

※断面幅:タイヤの総幅から、タイヤ側面の模様、文字等を除いた幅をいう。

- ①新品時:25%以上
- ②50%摩耗時:17%以上
- ③100%摩耗時(スリップサイン露出時):13%以上
- (5) 溝深さは5.5 mm以上 (新品時)、溝幅は1.0 mm以上 (新品時) とし、これを満たさない場合 は溝とみなさない。
- (6)接地幅において50℃での300%伸長時応力が3.80MPa以上であること。また、同一銘柄 におけるすべてのタイヤサイズで、これを満たしていること。
- 3)全日本ダートトライアル選手権に参加するN車両の4輪駆動車両のうち、下記(1)あるいは(2)に定める条件を満たす車両については、当該年のJAF国内競技車両規則第3編第4章スピードN車両規定第4条4.2)の「当該自動車製造者発行のカタログ等の主要諸元一覧表の車両重量(同一車両型式)に50kg増量された値とする。」は適用しない。
- (1) FIAまたはJAF公認車両であり、同一車両型式の最も古い公認発効年が2006年の1月1日以降の車両。
- (2) JAF登録車両であり、同一車両型式の最も古いJAF登録年が2006年の1月1日以降の車両。
- (3) 当該車両がFIA公認車両、JAF公認車両またはJAF登録車両として資格を重複して有する場合は、同一車両型式の公認発効年またはJAF登録年の最も古い年から起算して、上記(1)あるいは(2)に定める年数による資格を決定する。
- 4) P車両については、2025年国内競技車両規則 第3編スピード車両規定 第2章スピードP車両規定にて課せられている以外に、許される改造の範囲や取付けは以下の(1) $\sim$ (6)に規定される。
- (1) 冷却系統

サーモスタットおよびラジエターキャップの変更が許される。

(2) 最低重量

当該自動車製造者発行のカタログ等に記載された主要諸元一覧表の同一車両型式に設定されている車両重量の内、最小値とする。ただし、同一車両型式に過給器付(ターボチャージャー、スーパーチャージャー等)と過給器無の両仕様が存在する場合は、各々に設定されている車両重量の最小値とする。バラストは搭載することができない。

(3) サスペンション

①補修

補修を目的とした修正加工は許される。ただし、補修によって標準部品の取付けに影響があってはならない。

②スプリング

数は、スプリングを連続して取付けることを条件として自由。長さ、コイルの巻数、ワイヤーの直径、外径、スプリングの種類、スプリングシートの形状(車高調整機能を含む)とともに自由。ただし、下記に従うこと。

- ア)ばねに損傷があり、左右のばねのたわみに著しい不同がないこと。
- イ)溶接、肉盛または加熱加工を行わないこと。
- ウ) ばねの端部がブラケットから離脱しない(遊びがない)こと。
- エ) 切断等によりばねの一部または全部を除去しないこと。
- オ) ばねの機能を損なうおそれのある締付具を有さないこと。
- カ) ばねの取付け方法はその機能を損なうおそれのないこと。

## ③ショックアブソーバー

材質を含み自由。ただし、カーボン材は使用できない。車高調整機構(ネジ式、Cリング等)を伴うものに変更(使用)することができる。また、アッパーマウントをピロボール(キャンバー調整機構のみ付加されたものを含む)に変更することができる。ただし、それらの数、形式、作動原理は変更してはならず、別タンク式のものに変更(使用)することは許されない。

遠隔操作による減衰力調整機構への変更は許されない。

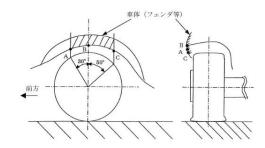
#### (4) タイヤおよびホイール

#### ①タイヤ

### ア) ジムカーナ競技に参加する車両

当該自動車製造者発行の量産車カタログの同一車両型式に記載されるタイヤサイズを基準とし、下記事項を条件に、サイズアップは幅を最大10mm、ホイール径を最大1インチまで、サイズダウンは数値による規制なく変更することが許される

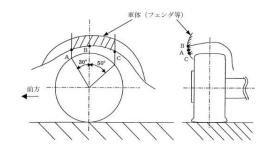
- (ア) タイヤは、JATMA YEAR BOOK (日本自動車タイヤ協会規格) に記載されているもの、またはこれと同等なものとする。なお、海外規格 (TRA、ETRTO等) タイヤに変更する場合、下記 (イ)、(ウ) および (エ) に留意し、且つそれらを証明する資料を携行すること。
- (イ) タイヤの最大負荷能力は、同一車両型式に定められているタイヤサイズの最負荷能力と 同等以上であること。
- (ウ) タイヤの静的負荷半径の基準寸法が、同一車両型式に定められているタイヤサイズの静 的負荷半径の許容差の範囲であること。
- (エ) タイヤは公道走行の許される一般市販タイヤとし、競技専用タイヤは使用しないこと。
- (オ) タイヤおよびホイールは、いかなる場合も他の部分と接触しないこと。(ステアリングホイールを右または左に最大に操作した場合であっても、タイヤおよびホイールは、他の部分と接触しないこと)
- (カ) タイヤおよびホイールは、フェンダーからはみ出さないこと。



- (キ) タイヤの溝は常に1.6 mm以上あること。
- (ク) タイヤは加工しないこと。
- (ケ) タイヤのウォームアップ、クールダウン、溶剤塗布等は行わないこと。
- (コ) スパイクタイヤの使用は禁止する。
- イ) ダートトライアル競技に参加する車両

当該自動車製造者発行の量産車カタログの同一車両型式に記載されるタイヤサイズを基準と

- し、競技会開催場所内に限り下記事項を条件に、サイズアップは幅を最大10mm、ホイール径を最大1インチまで、サイズダウンは数値による規制なく変更することが許される。
  - (ア) タイヤの最大負荷能力は、同一車両型式に定められているタイヤサイズの最大負荷能力と 同等以上であること。
  - (イ) タイヤは公道走行の許される一般市販タイヤとし、競技専用タイヤは使用しないこと。
  - (ウ) タイヤおよびホイールは、いかなる場合も他の部分と接触しないこと。(ステアリングホイールを右または左に最大に操作した場合であっても、タイヤおよびホイールは、他の部分と接触しないこと)
  - (エ) タイヤおよびホイールは、フェンダーからはみ出さないこと。



- (オ) タイヤの溝は常に1.6 mm以上あること。
- (カ) タイヤは加工しないこと。
- (キ) タイヤのウォームアップ、クールダウン、溶剤塗布等は行わないこと。
- (ク) スパイクタイヤの使用は禁止する。

#### ②ホイール

ア) ジムカーナ競技に参加する車両

下記事項を条件にホイールを変更することができる。

- (ア) タイヤサイズに適用するホイールとしてJATMA YEAR BOOK (日本自動車タイヤ協会規格) に記載されているサイズ、またはこれと同等なもの。
- (イ) 部分的であっても、全体的であっても複合素材から成るホイールは禁止される。
- (ウ) ホイールはスチール製、または JWLマークのある軽合金製 (アルミ合金製、マグネシウム合金製を含む) とする。ホイールナットの材質および形状の変更は許される。
- (エ) ホイールスペーサーの使用は、許されない。 ホイールに間隔保持のための部材を溶接すること、およびアクスルハブに間隔保持のため の部材を取付けることは、許されない。
- (オ) ホイールサイズ変更に伴うトレッド(前、後)の変更は許される。
- (カ) 走行中はずれる恐れのあるホイールキャップは取外さなくてはならない。
- イ) ダートトライアル競技に参加する車両

競技会開催場所内に限り下記事項を条件にホイールを変更することができる。

- (ア) ホイールはスチール製、または JWLマークのある軽合金製 (アルミ合金製、マグネシウム合金製を含む) とする。ホイールナットの材質および形状の変更は許される。
- (イ) ホイールスペーサーの使用は、許されない。 ホイールに間隔保持のための部材を溶接すること、およびアクスルハブに間隔保持のため の部材を取付けることは、許されない。
- (ウ) ホイールサイズ変更に伴うトレッド(前、後)の変更は許される。
- (エ) 走行中はずれる恐れのあるホイールキャップは取外さなくてはならない。

#### (5) 車体

車体まわりおよび車室内に追加・変更等する蓋然性が高く、安全の確保および公害の防止上支障がない当該年国内競技車両規則第5編細則に定める「アクセサリー等の自動車部品」の取付け、取外し、変更が許される。

①車体外部

ア)~エ)を簡易的(蝶ねじ等)または固定的(ボルト、ナット等)に取り付ける場合を除き、全長、全幅および全高は変更しないこと。

#### ア) 空力装置

当該年国内競技車両規則第5編細則「アクセサリー等の自動車部品」に示された空気流を調整するための前後スポイラーを新たに装着、交換することができる。ただし、何れの場合でも下記事項に留意すること。

- 一最低地上高
- 一鋭い突起を有していないこと。
- -振動、衝撃等により緩みを生じないこと。
- -第5編細則に定める「エア・スポイラの構造基準」を参照すること。 また、内部構造が剥き出しにならないことを条件にフロント・リアスポイラー、サイドスカート(フロントフェンダーアーチ後端からリアフェンダーアーチ前端までのサイドステップ部分)およびリアスカートの部品を取外すことができる。
- イ) フロントスポイラー

装着・変更が許される。ただし、一体型を含みバンパーの変更は許されない。

ウ) リアスポイラー

装着・変更が許される。ただし、トランクおよびリアゲートとの一体型は許されない。

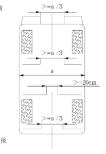
エ) サイドスカート

装着・変更が許される。(フロントフェンダーアーチ後端からリアフェンダーアーチ前端までのサイドステップ部分)

オ) マッドフラップ

マッドフラップは以下の条件の下で装着することができる。

- 一柔軟な材質で作られていなくてはならない。
- 一排気管等に干渉してはならず、車体外側表面部位は外側に向けて尖っていたり、鋭い部分がないこと。
- ーそれらは各ホイールの少なくとも全幅を覆っていなくてはならないが、前輪、後輪の後方ではマッドフラップに覆われていない部分が車両の幅の1/3以上あること。



- これらのマッドフラップの底部は、車両に誰も乗車せず、停止した状態で、地表から10 c m以上の所にあってはならない。
- -垂直投影面にあって、これらのマッドフラップは車体から突出していてはならない。 前方へのはねを防ぐためのマッドフラップは、柔軟な材質で作られ、競技の特別規則書が それらを認めるか、要請する時に車両の前部へ取付けることができる。それらは、車両の全 幅より突出していてはならず、また当初の全長より10cm以上長いものであってはなら ない。また、フロントホイールの前方ではマッドフラップに覆われていない部分が車両の幅 の少なくとも1/3以上なければならない。
- カ) アンダーガード

車体下部を保護することを目的とした空力効果を生じない取り外し可能な保護体を取付けることが許される。

キ) 最低地上高

9 c mとする。ただし、アンダーカバー等の装着車両の当該部位は5 c mとする。また、車両の1つの側面のすべてのタイヤの空気が抜けた場合であっても、車両のいかなる部分も地表に接してはならない。このテストは出走状態で(ドライバーが搭乗し)平坦な面上で行われる。

#### ②車体内部

### ア)座席

運転席に限り変更することが許される。変更する場合は下記の規定を満たすこと。変更の有無に拘わらず乗車定員分の座席を有すること。

- -座席の幅×奥行は400mm×400mm以上確保すること。
- -座席面上で座席前端より200mmの点から背もたれに平行な天井までの距離は800mm以上確保すること。
- 座席および当該座席の取付け装置は衝突時等に乗員から受ける衝撃力、慣性力等の荷重に 耐えるものでなければならない。
- ー座席の後面部分(ヘッドレストを含む)は、衝突等で当該座席の後席乗員の頭部等が当たった場合に衝撃を吸収することができる構造でなければならない。
- 一追突等の衝撃を受けた場合に乗員の頭部が過度に後傾するのを抑止することができる装置 (ヘッドレスト)を備えるかまたは座席自体が同等の効果を有する構造でなければならない。

なお、変更する座席および座席取り付け装置は、上記のほかにFIA国際モータースポーツ競技規則付則J項第253条を満たしたものであることが望ましい。

(6) 駆動装置(全日本ジムカーナ選手権PE2クラスにのみ適用)

**ディファレンシャル**: フロント・センター・リアデファレンシャルは数を変更しなければボルトオンで取付けられるリミテッドスリップデフ (ビスカスカップリングを含む) を取り付けることができる。ただし、元のケースを使用すること。またこれに関連するドライブシャフトは、同一車両型式内に使用されているものであれば変更することができる。

**最終減速比**: ギア比の変更は同一型式に設定されている純正部品およびメーカーオプションで、改造及び加工の必要がなく取付けられるものであれば、ボルトオンを条件に許される。

- 5) P車両、PN車両、AE車両のオープンカーにおいて、メーカーラインオフ時に装着されている 幌を他のものへ変更、および取り外すことは許されない。
- 6) B車両については、<u>当該年</u>国内競技車両規則 第3編スピード車両規定第7章スピードB車両 規定にて課せられている以外に、下記の条件を満たすものとする。
- (1) 参加車両

当該自動車製造者発行のカタログ等に記載された主要諸元一覧表の同一車両型式に設定されている車両重量の最小値が、軽自動車は650kg以上、小型自動車・普通自動車は900kg以上の車両とする。ただし、同一車両型式に過給機付(ターボチャージャー、スーパーチャージャー等)と過給機無しの両方が存在する場合は、各々に設定されている車両重量の最小値とする。

(2) 最低重量

当該自動車製造者発行のカタログ等に記載された主要諸元一覧表の同一車両型式に設定されている車両重量の内、最小値とする。ただし、同一車両型式に過給機付(ターボチャージャー、スーパーチャージャー等)と過給機無しの両方が存在する場合は、各々に設定されている車両重量の最小値とし、その車両重量から軽自動車と小型自動車は50kg、普通自動車は100kg減算された値とする。

(3) 排出ガス

当該車両の基準値を超えないこと。ガソリンを燃料とする4サイクルエンジンの排出ガスに含まれるCO、HCの最大基準値は、暖気運転後のアイドリング状態においてCO: 1%(軽自動車は2%)、HC300ppm(軽自動車500ppm)である。ただし、1999年8月31日(輸入自動車にあっては2000年3月31日)以前に製作された自動車(輸入自動車以外の自動車で、平成10年アイドリング規制に適合したものを除く)については、最大基準値をCO: 4.5%、HC: 1200ppmとすることができる。

(4) ホイールスペーサー

ホイールスペーサーはワイドトレッドスペーサーを含み使用は認められない。

#### (5) 車体及び構造

国土交通省通達:国自技第67号、国自整第55号「自動車部品を装着した場合の構造等変更 検査時等における取扱いについて(依命通達)」により、以下の範囲を超える車体寸法および重 量を変更した場合、構造等変更検査の対象となり、書類を持っていつでも証明できるようにする こと。ただし、同通達にて指定される部品(指定部品)を溶接またはリベット以外の取り付け方 法により装着した場合を除く。

	長さ	幅	高さ	重さ
小型自動車 軽自動車	± 3 c m	± 2 c m	± 4 c m	±50kg
普通自動車				±100kg

## (6) 最低地上高

9 cmとする。ただし、アンダーカバー等の装着車両の当該部位は5 cmとする。また、車両の1つの側面のすべてのタイヤの空気が抜けた場合であっても、車両のいかなる部分も地表に接してはならない。このテストは出走状態で(ドライバーが搭乗し)平坦な面上で行われる。

### 第3条 競技クラス区分

当該年の日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第12条に従う。

## 第4条 参加者および競技運転者 (ドライバー)

- 1) 参加者は、有効な競技参加者許可証の所持者でなければならない。ただし、JAF発給競技運転者 許可証を所持する競技運転者は参加者を兼ねることができる。
- 2) 競技重転者は、有効な自動車運転免許証と有効な競技重転者許可証の所持者でなければならない。

# 第5条 参加受理優先基準

- 1)シードドライバー。
- 2) 前年および当該年度の全日本および地方選手権の上位入賞者。

## 第6条 同一競技会の参加制限

- 1) 同一運転者は1つの競技会で1つのクラスのみ参加できる。
- 2) 同一車両による重複参加は、同一クラス内に限り2名まで認められる。

#### 第7条 参加申込方法および参加受理

- 1) 所定の参加提出書類に参加料等を添えて、大会事務局まで送付すること。参加料は現金書留の他振り込み等も認められる。詳細は特別規則にて示す。
- 2) 参加車両名は15字以内とし、必ず車両名(型式ではなく通称名:ヴィッツ、マーチ等)を入れること。
- 3) 競技会組織委員会は国内競技規則4-19に基づき参加申込の拒否を行った場合は、競技開催の2 週間前までに申込者に通告し、速やかにその理由を付してJAFに報告すること。この場合の参加料等は返金される。

なお、正式受理後の参加料は、オーガナイザーの都合で競技会を中止した場合を除き、返金されない。

- 4)参加受理の諾否は参加受理書にて通知する。
- 5) 参加申込書発送の証明は受理の証明としては認められない。
- 6)参加者は、参加申請が受理された後、不可抗力により参加できない時は、参加確認受付終了までに

オーガナイザーにその旨を連絡しなければならない。

## 第8条 参加者に対する指示および公示

- 1) 競技会審査委員会は国内競技規則 4-9 および 10-10 に従って、公式通知をもって参加者に指示を与えることができる。
- 2) 当該競技会に関する公示、JAFが行う指示事項および暫定結果を含む競技結果成績は、公式通知 掲示板に公示される。
- 3) 競技会審査委員会および組織委員会の決定事項または公示、あるいは参加者に関する特別事項も書面をもって参加者に伝達される。

## 第9条 車両の変更

当該年の日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第25条に従う。

## 第10条 車両検査

- 1) 競技会技術委員長は、公式車両検査を実施する。 また、公式車両検査に車両を提示することは、当該車両がすべての規則に適合し参加申告したものと みなされる。
- 2)参加者は出走可能な状態で特別規則書または公式通知に示されるタイムスケジュールに従い指定の場所で公式車両検査を受けなければならない。公式車両検査で不合格の場合、公式車両検査を受けない場合、または競技会技術委員長の修正指示に従わない場合は当該競技に参加できない。
- 3) すべての参加者は公式車両検査と同時にスピード競技開催規定に従った服装、装備、備品について 検査を受けること。
- 4) JAFが指定した競技番号(ゼッケン)を公式車両検査前までに車両の左右に貼付すること。競技期間中に、競技役員から競技番号についての修正指示が出た場合は、これに従うこと。
- 5) 競技会技術委員長は、車両の改造等が不適当と判断した箇所について修正を求めることができる。 修正を命じられた車両は、修正の後再度車両検査を受けなければならない。
- 6) 競技会技術委員長は競技期間中いつでも参加車両およびドライバーの参加資格について検査することができる。
- 7) 競技会審査委員会の承認のもと、競技会技術委員長は、競技終了後上位入賞車両に対し最終車両検査を実施する。当該検査の対象となった参加者はその指示に従うこと。
- 8) 競技会技術委員長は、P車両、PN車両、B車両、N車両、SA・SAX車両、SC車両、AE車両の各クラス上位入賞車両に対する最終車両検査として、当該車両が装着したタイヤ2本、最大2台まで(ホイールは含まない)の提出を求めることがある。当該検査の対象となった参加者はその指示に従ってタイヤを提出しなければならず、これに対する抗議は認められない。なお、提出したタイヤは返還されないものとし、オーガナイザー発行の受領証と引き換えに同一モデル・サイズの未使用新品タイヤが提供される。
- 9) 競技会技術委員長が行う検査および再車両検査の分解および組み付けに必要な工具、部品、必要経費はすべて参加者の負担とする。万一、当該検査を受けない場合または検査の結果不合格の場合は、競技会審査委員会の裁定により失格となる場合がある。
- 10)参加者は、技術委員の求めがあれば各自の参加車両が車両規定に適合している旨を証明するため、 車両規定に定める証明資料等を提示し証明しなければならない。
- 11) 競技車両は、公式車両検査終了後から正式結果発表までの間は、指定駐車待機場所で保管されているものとし(コース走行中または走行のための移動を除く)、車両保管解除もしくは正式結果の発表があるまでは、オーガナイザーの管理下に置かれる。
- 12) 参加者は、当該年の日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第5章第32条2. に基づき、 公式車両検査合格後に競技会技術委員長の許可を得て車両の調整、変更、交換作業を行った場合は、 作業が終了した後に競技会技術委員長に申告して車両の規則適合性について再確認を受けること。

13)参加者は、競技走行中に転倒等により車両の安全性が損なわれたと判断した場合は、競技会技術委員長に申告してその安全性について確認を受けること。

## 第3章 競技に関する基準規則

## 第11条 競技コース

- 1) 競技コース(公式練習、公式予選を含む)は、競技会審査委員会に承認されたものが、公式通知掲示板に掲示された上、慣熟走行(歩行)までに公式通知として参加者に配付される。
- 2) 競技コース図に記載される事項は、以下の通りとする。
- (1) スタート・走路・決勝の各審判員の判定場所(ポスト)
- (2) 救急・消火・レスキュー等の車両待機場所
- (3) 医師(看護師等の有資格者配置の場合、同資格者も含む)待機場所
- (4) 技術委員長待機場所
- (5) 重複参加者(Wエントリー)交代場所
- (6) 排出ガス測定場所・タイヤ申告場所
- (7) 停止線 (パドック導入路前)
- (8) 出走前のサービス可能な最終地点
- 3) 公開練習のコース設定は、競技コースと異なる設定にて行われる。

# 第12条 ドライバーズブリーフィング

当該年の日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第26条に従う。

# 第13条 慣熟走行または慣熟歩行

当該年の日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第28条に従う。

# 第14条 スタート

スタート前、コース査察車(マーシャルカー)は、赤旗または赤色ライトを表示しながら最終点検走行を実施しなければならない。

- 1) スタートは原則としてゼッケン順に行うものとする。
- 2) スタートは、ランニングスタートとする。
- 3) 保安上もしくは不可抗力により、当初定められたクラスごとのスタート順を変更する場合は、競技会審査委員会承認のもと、その内容を公式通知で示す。

## 第15条 リタイヤ

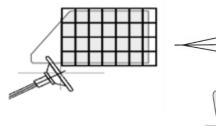
競技会の途中で競技を棄権する場合、また以降競技に出場しない場合、明確に意思表示を行いその旨を 書面にて競技役員に申し出て棄権しなければならない。

## 第16条 一般安全規定

- 1) スピードN車両、スピードSA・SAX車両、スピードSC車両およびスピードD車両は、当該車両に適用される国内競技車両規則に基づくロールバーを装着しなければならない。
  - スピードP車両、スピードPN車両、スピードAE車両およびスピードB車両は、当該車両に適用 される国内競技車両規則に基づくロールバーの装着が推奨される。
- 2) オープンカーは乗員保護のため、ジムカーナ競技については4点式以上、ダートトライアル競技については6点式以上のロールバーを装着しなければならない。
- 3)全ての車両は、適用車両規則に応じた4点式以上の安全ベルトを装着すること。但しジムカーナ競技について、P車両及びAE車両は強く推奨とする。
- 4) 競技走行中は運転者側の窓およびサンルーフを全閉しなければならない。 競技会場内に限り、運転席側の窓内側にネットを装着することができる。

ダートトライアル競技についてはネットの装着を強く推奨する。

その場合、ネットは以下の仕様でなければならず、窓の開口部をステアリングホイールの中心まで 塞がなければならない。





・材質:耐摩耗性のあるもの

・帯の最小幅:19mm

・網目の最小サイズ: 25×25mm・網目の最大サイズ: 60×60mm

・装着要領:脱着可能であること

ロールバーにネットを装着する場合、ロールバーに加工を施してはならない。

取付具を用いて装着する場合、取付具が突起物とならないこと。

なお、FIA国際競技規則付則 J 項第253条11.2に示すネットを使用することも可能とする。

- 5) 競技コース以外の会場内での移動は、最徐行で運転し、ウォームアップランやブレーキテストを禁止する。
- 6) ゴール (フィニッシュライン) 後の直線区間 (減速レーン) では一旦停止せずに最徐行にて移動し、 当該区間 (減速レーン) 通過後のパドックへの導入路にて一旦停止後、パドックへ移動すること。
- 7) エンジン始動中にジャッキアップを行う場合は、リジットジャッキ(通称ウマ)を用いドライバー またはメカニックが乗車すること。それ以外のエンジン始動中のジャッキアップは禁止する。
- 8) パドック内に燃料を保管する場合は、消防法に適合した金属製の携行缶に保管することとし、総量 20リッター以上の燃料を持ち込んではならない。
- 9) パドック内で給油する場合は、粉末消火器(国家検定合格済の薬剤質量3kg以上)を準備し、給油すること。

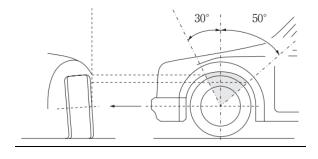
#### 第17条 タイヤ

タイヤについては、ジムカーナ/ダートトライアル競技別に下記事項が適用される。また、競技期間中、 機材および道具等を用いてタイヤを意図的に加熱、保温、冷却することは禁止される。

- 1) ジムカーナ競技(P、PN、B、SC、AE):
- (1) 1つの競技会で使用できるタイヤの本数は1セット(4本)のみとする。
- (2) 第1ヒートのスタート前に競技会技術委員長により、装着しているタイヤ1セット(4本)がマーキングされる。
- (3) マーキングされたタイヤは、車両保管解除もしくは正式結果の発表があるまでは変更、交換および/または裏組みをすることは許されない。

なお、2026年以降本項について変更を行う場合がある。

- (4) B車両のタイヤサイズは下記事項を条件に競技会開催場所内に限り自由とする。
  - ア) タイヤおよびホイールはいかなる場合も他の部分と接触しないこと。(ステアリングホイール を右または左に最大操作した場合であっても、タイヤおよびホイールは、他の部分と接触しな いこと。)
  - イ) タイヤおよびホイールはフェンダーからはみ出さないこと。



- ウ) タイヤの溝は常に1.6 mm以上あること。
- エ) タイヤは加工しないこと。
- オ) タイヤに溶剤塗布等は行わないこと。
- カ)スパイクタイヤの使用は禁止する。
- (5) B車両・SC車両のタイヤは、公道走行の許されている一般市販タイヤとし、競技専用タイヤは使用しないこと。
- (6) 電動スクレーパー等、工具を用いたタイヤ屑の除去は認められる。 ただし、作業は車体からタイヤを外した状態で行うこととし、動力を用いてタイヤを回転させながらの作業およびヒートガンの使用は禁止される。
- 2) ダートトライアル競技(P、PN、N、SA·SAX、AE):
- (1) 1つの競技会で使用できるタイヤの本数は最大8本とし、銘柄およびサイズの異なるタイヤを任意に組み合わせて使用することができる。ただし、同一銘柄のタイヤは最大4本とする。
- (2) 第1ヒートのスタート前に競技会技術委員長により、装着しているタイヤ1セット(4本)がマーキングされる。
- (3) マーキングされたタイヤを第2ヒートに使用しない場合は、最終車両検査または車両保管もしく は正式結果の発表があるまでは参加者が保管する。
- (4) 第1ヒートでタイヤがバースト、またはトレッド部の欠損が著しく交換を要する場合は、次の事項を条件に最大2本まで同一溝パターン(銘柄およびサイズ)のタイヤに交換することができる。
  - ①自車の第1ヒート走行終了直後に競技会技術委員長(または技術委員)に口頭で申告するととも に交換を要するタイヤの確認を受ける。
  - ②競技会技術委員長(または技術委員)の確認を受けた後、速やかに交換するタイヤに書面(参加クラス、参加者名および参加車両の型式、交換するタイヤのサイズ、理由)を添えて申告する。
  - ③競技会技術委員長(または技術委員)は、交換したタイヤにマーキングを行う。

### 第18条 「再出走」と「同一車両による重複参加」による作業

「再出走」による車両に対する作業内容と「同一車両による重複参加」による前走者から後走者へ交代する際の車両に対する作業内容は、以下の通りとする。

なお、作業については主催者が指示した場所で行うこと。

- 1)「再出走」による車両に対して認められる作業内容:
- (1) ジムカーナ:

ボンネットの開閉、タイヤの清掃(作業用手袋のみ使用可)・空気圧調整および窓拭きのみとし、その他の作業は一切禁止される。

(2) ダートトライアル:

ボンネットの開閉、タイヤの空気圧調整、窓拭きおよび水による冷却のみとし、その他の作業は 一切禁止される。

- 2)「同一車両による重複参加」による前走者から後走者へ交代する際に車両に対して認められる作業 内容:
- (1) ジムカーナ:

ボンネットの開閉、タイヤの清掃 (作業用手袋のみ使用可)・空気圧調整、および窓拭きのみとし、その他の作業は一切禁止される。」

(2) ダートトライアル:

ボンネットの開閉、タイヤの空気圧調整、窓拭き、水による冷却およびバーストしたタイヤの交換(同一溝パターン(銘柄およびサイズ)に限り2本まで)のみとし、その他の作業は一切禁止される。

※タイヤ交換については、作業前もしくは後走者の当該ヒート走行後速やかにタイヤ交換申告書を提出すること。

### 第19条 競技運転者の装備

- 1) 競技中はレーシングスーツ、レーシングシューズ、レーシンググローブの着用を義務付ける。当該年の国内競技車両規則第5編「レース競技に参加するドライバーの装備品に関する細則」の耐火炎レーシングスーツ、耐火炎レーシングシューズ、耐火炎レーシンググローブの着用を推奨する。
- 2) 競技ヘルメットは、JAF「スピード競技用ヘルメットに関する指導要綱」に適合するものの着用 を義務付ける。この適合性は、ラベルで表示されるかまたは証明できなければならない。

## 第20条 信号表示

ドライバーへの指示は以下に示す国内競技規則細則「スピード競技における旗信号に関する指導要項」 に定められた信号によって伝達される。

なお、灯火信号等の本統一規則に定めていないものを使用する場合は、バックアップ体制を含めて特別 規則に記載される。

国旗またはクラブ旗:スタート合図

黄旗 :パイロン移動、転倒、脱輪

黒旗 : ミスコース

赤旗:危険有り直ちに停止せよ

緑旗 : コースクリア チェッカー旗 : ゴール合図

## 第21条 競技の中断

- 1) 事故、故障車等によってコースが閉鎖された場合、または天候その他の理由で競技を継続することが不可能となるような事態で競技を中断する必要が生じた場合、競技長は赤旗表示を決定し、同時にオブザベーションポストにおいて赤旗が表示される。
- 2) 競技中断の合図と同時に走行中の車両はただちに競技走行を中止し、オフィシャルの指示に従わなければならない。

#### 第22条 計時

- 1) 計測は、競技車両が最初のコントロールラインを横切った時より開始し、最終のコントロールラインを横切った時に終了する。
- 2) 計測は、自動計測機器にて1/1000秒以上まで計測し、その計測結果を成績とする。
- 3) 自動計測機器は、独立した自動計測器によるバックアップ体制をとり、センサー等はコントロールライン上に設置し、位置や高さを統一するとともに外的要因による影響を受けることがないように保護すること。
- 4) 万一自動計測機器による計測不能等が発生した場合に限り、2 個以上のストップウォッチにて1/1 000秒以上まで計測し、その平均タイムを成績とする。
- 5) 所定の時間までに参加確認受付の手続きを怠った参加者は、結果成績表からその名前が抹消される。

#### 第23条 順位決定

当該年の日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第30条に従う。

#### 第24条 競技上のペナルティー

- 1) スタート指示に従わない場合は当該ヒートの出走の権利を失うものとする。
- 2) スタート合図後速やかにスタートしない場合は、当該ヒートの走行タイムに5秒を加算する。
- 3) 反則スタートは、当該ヒートの走行タイムに5秒を加算する。
- 4) コース上のマーカー (パイロン) の移動、または転倒と判定された場合は、当該ヒートの走行タイムにマーカー1個につき5秒を加算する。
- 5) コースから脱輪した場合、1輪につき1回5秒を走行タイムに加算する。
- 6) 4輪がコースから脱輪した場合(コースアウト)は、当該ヒートを無効とする。
- 7) ミスコースと判定された場合は、当該ヒートを無効とする。

- 8) 走行中に他の援助(オフィシャルを含む)を得た場合、当該ヒートを無効とする。
- 9) 第17条に反してタイヤを変更、交換および/または裏組みをした場合、その本数に拘わらず、当該ヒートの走行タイムに2秒を加算する。
- 10) コントロールラインに設置してある計測機器に車両が接触した場合、接触した車両の当該ヒートを無効とする。

## 第25条 審判員

- 1) 国内競技規則10-20に基づく審判員の判定事項は、本統一規則第24条1) ~8) および10) とする.
- 2) 審判員の氏名は、公式プログラムまたは公式通知で示される。

## 第4章 抗議

# 第26条 抗議

参加者は、自分が不当に処遇されていると判断した場合、国内競技規則第12条に従い、抗議する権利を有する。

- 1) 抗議を行う時は、必ず文書により理由を明記し、国内競技規則に規定する抗議料を添えて競技長に提出すること。
- 2) 抗議が正当と裁定された場合抗議料は返却される。
- 3) 抗議により車両の分解検査に要した費用は、その抗議が正当と裁定されなかった場合は抗議提出者、正 当と裁定された場合は抗議対象者が負担する。その際に要した分解整備等の費用は競技会技術委員長が算 定する。
- 4) 審判員の判定、および計時装置に関する抗議はできない。
- 5) 競技会審査委員会の裁定は、抗議者に宣告される。

## 第27条 抗議の制限時間

- 1) 競技会技術委員長の決定に関する抗議は、決定直後に提出しなければならない。
- 2) 成績に関する抗議は、そのクラスの暫定結果発表後30分以内に提出しなければならない。

## 第5章 競技会の成立、延期、中止、または短縮

### 第28条 競技会の成立、延期、中止、または短縮

当該年の日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第31条に従う。

## 第6章 儀典および賞典

#### 第29条 儀典

- 1) オーガナイザーは、優秀な成績を収めた者の栄誉を称え、全日本選手権競技会として相応しい設営と運営を行うこと。
- 2) 参加者および競技運転者は、オーガナイザーの指示に従い遅滞なく行動しなければならない。
- 3) 全日本選手権各大会における賞の授与は、以下のとおり実施されなければならない。
  - (1)優勝者への賞典授与は、JAF会長あるいは大会会長(または名誉会長) が行うものとする。 いずれも参加不可能な場合は、オーガナイザー代表が行うこと。
  - (2) 2位および3位の賞典授与は、上記(1)で授与者となっている場合を 除きオーガナイザー代表が行うものとする。
  - (3) 諸事情により、上記(1) および/または(2) が不可能な場合は、組織委員長が適切な代行者を選出すること。なおこの場合、競技会審査委員 は除かれる。
- 4) 選手権保持者および上位6位までの入賞者は、当該年のJAFモータースポーツ表彰式に出席するこ

と。

# 第30条 賞典

- 1) JAF賞:全クラスの1位~3位に対してJAF楯が授与される。ただし、当該年の日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第15条2. に従い当該クラスが成立していること。
- 2) オーガナイザー賞: オーガナイザーは当該競技会の特別規則に内容を記載すること。
- 3) 表彰対象者が表彰式に欠席した場合には、表彰を放棄したものとして、オーガナイザーの用意した 副賞は授与されない。

## 第7章 参加者および競技運転者の遵守事項

## 第31条 遵守事項

- 1) 競技に参加する個人、団体はそれがいかなる理由によって起こったものであるにせよ、本統一規則 の下で開催される競技会、競技中に生じた事態について本連盟ならびにその所属員および競技役員に 対していかなる責任も追及しないこと。
- 2)参加者は、当該選手権に係わる全ての者に全ての法規および規則を遵守させる責任を有する。
- 3) 参加者およびドライバー等のチーム関係者は、オーガナイザーまたは競技会審査委員会によって事情聴取を受けた場合は、指示があるまで会場を離れないこと。
- 4) 参加者およびドライバーは、競技期間中競技会場において薬物等によって精神状態を繕ったり、飲酒してはならない。

## 第8章 本統一規則の解釈および施行

## 第32条 本統一規則の解釈

競技会中に本統一規則および競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会が決定する。

## 第33条 罰則

- 1) 規則違反、または競技役員の指示に対する不遵守は、国内競技規則に記載されている条項に従って罰則が適用される。
- 2) 本統一規則に関する罰則および本規則に定められていない罰則の選択については、競技会審査委員会が決定する。

#### 第34条 本統一規則の施行ならびに記載されていない事項

- 1) 本統一規則は、本競技会に適用されるもので参加受付と同時に有効となる。
- 2) 本統一規則に記載されていない事項については、JAF国内競技規則とその細則、およびFIA国際モータースポーツ競技規則とその付則に準拠する。
- 3) 本統一規則発行後、IAFにおいて決定され公示された事項は、すべての規則に優先する。

以上